

# 稚内労働基準監督署からのお知らせ（令和7年8月）

## 1 労働災害発生状況 ～ 令和7年は昨年同期から減少も、新型コロナウイルス感染症を除くと増加傾向 ～

令和7年7月に確認した労働災害件数は9件でした（うち、休業1か月以上は5件）。令和7年の労働災害は7月末現在で51件（前年同期比-9件）ですが、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと51件（前年同期比+4件）となります。また、先月のお知らせに書いた車両の逸走事故に係る労働災害につきまして、非常に残念なことではありますが被災者の方が入院加療中に亡くなりました。このことにより、休業災害から死亡災害として統計を振り替えましたので、令和7年7月末時点での当署管内における死亡労働災害件数は2件になります。

今年発生した死亡災害に係る労働災害発生状況は、令和7年6月、7月のお知らせにそれぞれ記載していますので、稚内労働基準監督署ホームページをご参照ください。

労働災害撲滅のため、引き続き安全・衛生対策をよろしくお願い致します。

## 2 労働災害事例（括弧内は年齢性別、休業見込期間）※抜粋

### 【建設業】

- ・会社の資材置き場でトラック荷台に乗り資材の積み込みを行っていた時、荷台上でバランスを崩して荷台から飛び降りたところ、着地の際に右足首をひねり右足首を粉碎骨折したものの。（30代男性、休業90日）
- ・足場資材を使用してイベントのステージを組んでいたところ、突風が吹いて足場ごと横転した。その時足場上で作業しており、足場が倒れる前に自分から飛び降りて左踵から着地し骨折したものの。（20代男性、休業2週間）

### 【製造業】

- ・清掃後のトイレから出るときに、ぬれた路面で転倒しそうになりこらえたが、右足の外側に強い負荷がかかり右足を捻挫したものの。（50代女性、休業2週間）

### 【道路貨物運送業】

- ・トラック荷台上でホタテの積み込み作業を行っていたところ、ホタテで足を滑らせ荷台から地面に落下、右ひじ粉碎骨折、右腰骨・右肩打撲を負ったもの。（20代男性、休業3か月）

### 【畜産業】

- ・牛舎内を走って移動中、牛舎内に停車していたホイールローダーのバケットに左ひざをぶつけ骨折したものの。（20代男性、休業3か月）

## ○「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開しています。

熱中症における重篤化を防止するため、労働安全衛生規則に罰則付き法令が追加され、令和7年6月1日に施行されています。最近の気温からも肌で感じているとは思いますが、道北も気温が高くなっていますので大丈夫だと思わず、熱中症発生時の措置を予め決めておく等の体制作りをお願いします。

### ※「熱中症を生ずるおそれのある作業」とは

WBGT値（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれること。

## ○「工作物石綿事前調査者」について

令和8年1月1日より一部の工作物（反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備、焼却設備、貯蔵設備、発電設備、変電設備、配電設備、送電設備）の解体・改修工事には、別途新たに「工作物石綿事前調査者」を持った資格者が事前調査しなければならなくなりますのでご注意ください。詳細は下記QRコードを参照ください。

## 先月の労働者死傷病報告書（休業4日以上）の受付状況

製造業	2件
建設業	3件
道路貨物運送業	2件
林業	1件
その他の事業	2件（漁業1、畜産業1）
計	9件



石綿情報ポータルサイト  
工作物石綿事前調査者

※労働災害の発生月と労働者死傷病報告書の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例であり、災害件数と事例数は異なる場合があります。

## ひとくちコラム 労働者死傷病報告の提出(2/4) 労災保険書類の提出だけでOK？

今年4月以降、当署に、令和6年に発生した労働者死傷病報告（休業4日以上）が6件提出されました。理由は全て「労災保険書類を提出したので、それ以外の届出をする必要がないと思っていた。」ものです。提出が翌年4月以降になると災害統計に反映されず、正確な災害実態が掴めず、安全対策が遅れます。労働者死傷病報告と労災保険書類の提出は別物です。労働安全衛生法に基づき、**休業1日以上は労働者死傷病報告も必要**、と覚えておいてください。